

第6回「防府市自治基本条例推進協議会」会議録概要

1. 開催日時 平成29年10月10日（火）午後6時30分～8時00分
2. 会場 防府市役所 4号館3階 第1会議室
3. 出席委員 7人（欠席1人）
4. 傍聴人 0人
5. 概要 （発言要旨の文章表現は、簡略化しています。）

◎協議事項

防府市自治基本条例推進協議会 提言書（案）に関する検討

○事務局

定刻になりましたので、第6回防府市自治基本条例推進協議会の会議を開催します。

始めに、資料の確認をお願いします。

本日は前回までにいただいた意見をまとめた提言書について協議していただきますので、第5回協議会資料の「防府市自治基本条例の見直しに係る意見等の整理表」（A3横）、第6回協議会の新規資料として「防府市自治基本条例の見直しに関する提言書（案）」を。以上が今回の資料です。

防府市自治基本条例推進協議会設置要綱第5条第2項の規定に基づき協議会成立を報告。

防府市参画及び協働の推進に関する条例第14条に基づき協議会を公開する旨を確認。

それでは、ここからの進行を委員長をお願いします。

○委員長

本日で第6回目の協議となりますが、まずは協議内容、会議資料について事務局から説明をお願いします。

○事務局

第6回目協議会の進行について説明します。本日の資料では、前回までに委員の皆様からいただいた条文改正に関する意見と、運用状況等に関する意見を提言書（案）としてまとめています。構成については前回の協議会で説明しましたが、目次と「はじめに」の順番を入れ替えているほか、見出しについても表現を変更しています。また、委員の皆様からいただいた意見についても、提言書に記載するに当たって、他の意見と合わせる等しています。本日の協議会では、提言書（案）の記載内容全体の確認を行います。本日の協議会の進行と資料の説明は以上です。

○委員長

全体を確認するということですので、まずは「はじめに」と「目次」について説明をお願いします。

○事務局

「はじめに」から説明します。「はじめに」では、提言書の提出に当たって、条例制定の経緯、見直し規定の説明、本協議会の設置と協議検証について記載しています。また、防府市に対し、提言書を受け、必要な条例改正と課題や問題点の改善に努めることを求める一文を記載しています。

次に目次ですが、こちらの説明は省略します。

○委員長

「はじめに」について何かお気付きの点、意見等ありますか。

(意見無し)

では、「はじめに」についてはこの内容で載せたいと思います。続いて、「1 見直しの進め方と検証結果」について1つずつ事務局から説明をお願いします。

○事務局

1 ページ「1 見直しの進め方と検証結果」については、条例の見直しに当たって、本協議会において提言書を提出することを確認し、時代や社会情勢の変化に対応しているかに着目して検証を行ったということで、本協議会の進め方について記載しています。

次に「(1) 条例の見直しに関する事項」にまいります。

始めに、「ア 総合計画(第13条)」です。該当する条文として第13条を記載しています。

この総合計画に関しては、第4回の協議会において説明しましたが、再度簡単に説明します。まず、防府市の現在の総合計画は平成23年3月に策定され、計画期間は平成23年度からの10年間となっています。防府市の総合計画は、まちづくりの理念や将来都市像を示し、その実現のための政策を明らかにする基本構想と、その基本構想の政策に従い、施策の方針や目標値など具体的な内容を示す基本計画からなっています。このうち、基本構想については地方自治法に策定義務が課されていましたが、平成23年5月の地方自治法改正によって、この策定義務がなくなりました。これにより、基本構想の策定は市の判断に委ねられることとなりました。

本協議会では、今年6月の防府市議会定例会において、防府市自治基本条例で総合計画の策定を義務づけることについて一般質問が出され、規定について検討していくと答弁したことを事務局から説明しました。委員の皆様から、策定するという方向性について反対等の意見がありませんでしたので、提言書には事務局からの説明と、それに対する協議会の意見として、条例改正すべきと記載しております。

なお、改正後の条文については、提言書をいただいた後に、市の総合計画担当部署と検討する予定としています。「ア 総合計画」についての説明は以上です。

○委員長

先ほど説明があったように、第13条についてはこの協議会の内部から変更の意見が出たわけではな

いのですが、法律の変更に伴うものとして市議会から示されていて、協議会の中でも変更することが当然であろうという結論に達しましたので、一応この提言書の中にも入れるという判断にしたということです。何かお気付きの点や、意見等ありますか。

(意見無し)

では、「ア 総合計画」については提言書に載せるということにしたいと思います。続いて、「イ 危機管理」について事務局から説明をお願いします。

○事務局

「イ 危機管理（第23条）」については、自助・共助について市民の心構えを規定すべきではないかとの意見が出され、条文改正について協議されました。結果として条文改正の提言にまでは至りませんでした。条文の見直しに関する事項として記載しています。「イ 危機管理」については以上です。

○委員長

協議会として、条文を見直しなさいという結論を出したわけではありませんが、かなり詳しく検討し、自助や共助が必要であろうという中で、防府市としても危機管理、特に災害対応についての取り組みを充実させて欲しいという要望が強くありましたのでここに記載したという形になります。位置付けも含めて、いかがでしょうか。

(意見無し)

では、「イ 危機管理」についてもこの内容で提言書に載せるということにしたいと思います。続いて、「ウ 倫理について」の記載について事務局から説明をお願いします。

○事務局

「ウ 倫理について」を説明します。

こちらも第4回目の協議会で説明し、第5回目の協議会で協議していただきました。協議の結論としては、新たに規定する必要はないということでしたが、条文に関して協議していただきましたので、条例に関する事項として記載しています。

ここでは、条例改正は必要ありませんが、当然に倫理を遵守することを求めるといった内容にしています。「ウ 倫理について」は以上です。

○委員長

こちらも協議内容のとおりですが、何か意見等ありますか。

○A委員

1行目から2行目の、意見を求められたという点について、どこから求められたということを記載す

る必要はありませんか。

○委員長

市議会からの質問に対して、市がこの協議会に意見を求めたいという答弁をしていますので、市から求められたということになりますね。

そのような位置付けでよろしいでしょうか。それでは、「(1) 条例の見直しに関する事項」については以上とさせていただきます。

続いて、「(2) 施行状況に関する事項」に移ります。この協議会の中で多くの意見が出ましたので、その意見をなるべく盛り込もうということで、かなりの件数が出ています。こちらについては後ほど皆様から意見をいただきますが、全ての意見がここに出てきているわけではなく、条文に関係する部分を中心に記載されています。また、具体的な施策にかかる部分で、委員の中でも意見が分かれたような部分については記載されていないようです。

それでは、「(2) 施行状況に関する事項」について、項目数が多いので何回かに区切って事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「(2) 施行状況に関する事項」について、3項目ずつ説明します。

こちらは条文に対する市の取組み状況等に関する意見等となっていますので、提言書へ関連条文は記載していません。

「ア 市長の役割と責務」、関連する条文は第10条です。ここでは、市長が市の職員の能力向上を図らなければなりません、という条文から、主に職員研修や、異業種の方との交流について意見をいただき、記載しています。

「イ 市の職員の責務」、関連する条文は第12条です。

こちらは、第12条の条文に「適切に」と加え、職員が時代の変化に応じた対応をするように規定してはどうか、という意見がありましたが、条文としては現在の「公正かつ誠実に」、という表現のままで良いということになりました。意見として、「職員が時代の変化に迅速に対応できるように」、という点について記載しています。

「ウ 説明責任と応答責任」、関連する条文は第17条です。

こちらは出前講座のメニューの充実について記載しています。

ア～ウまでの3項目については以上です。

○委員長

質問、意見等ありませんか。

(意見無し)

では、続いて「(2) 施行状況に関する事項」のエ～カについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「エ 法令遵守」、「オ 危機管理」、「カ 審議会等の運営」の3項目について説明します。

「エ 法令遵守」、関係する条文は第20条です。

ここでは特に不当要求について意見をいただき、記載しています。

「オ 危機管理」、関係する条文は第23条です。

危機管理は、条例に関する事項にも記載しましたが、こちらは主に市の取組に対する意見ということで、女性防災士等、女性の育成に関する意見を記載しています。

「カ 審議会等の運営」、関係する条文は第28条です。

ここでは、委員の固定化や女性の意見を取り入れ、公募委員の応募者が増える取組を求める等、委員の選任に関する課題についていただいた意見を記載しています。

エ～カまでの3項目については以上です。

○委員長

質問、意見等ありませんか。

「オ 危機管理」のところで、「災害弱者」という言い方はあまりしませんので、これを言い換えたり、「救済」を「救援」をしたりと、少し表現の調整をしても良いかもしれません。

○A委員

災害弱者というと、高齢者も災害弱者になりますね。

○委員長

高齢者や障害者などが含まれますね。

○A委員

「災害弱者である女性や子どもを救済する」という一文を「災害時における女性や子どもの支援を強化する」というような表現にしていかがでしょうか。

○副委員長

ここでいう女性の問題というのは、弱者だからということではなく、女性にしか分からない女性の問題への対応のことですね。

○委員長

A委員の仰ったように、「災害弱者」を外し、「女性や子どもを支援する」ではいかがでしょうか。

○A委員

あるいは、「災害弱者である女性や子どもを救済するため」を外して、直接「女性リーダーや世話役の育成」へ繋げ、「災害時における女性リーダーや世話役の育成」とすれば、女性の問題への対応のために女性リーダーや世話役の育成が必要という内容に読めます。災害時における女性の活躍を（促す）という意味では「災害弱者である女性や子どもを救済するため」はカットしても良いと思います。

○B委員

その表現であれば、後段の「女性防災士」の一文が生きてきますね。

○委員長

では、「災害弱者である女性や子どもを救済するため」を外して、「災害時における女性リーダーや世話役の育成が大切であるとの意見が出されました」と修正します。

その他、エ～カについて意見はありませんか。

○B委員

「カ 審議会等の運営」の最後の一文で「応募者数が増加」とありますが、「応募者が増加」が良いのではないのでしょうか。

○副委員長

「数」は不要ですね。

○委員長

では、「応募者が増加」と修正します。

その他、意見はありませんか。

（意見無し）

では、続いて「(2) 施行状況に関する事項」のキ～ケについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、「キ 住民投票」、「ク 協働の推進」、「ケ 条文の見直し」について説明します。

「キ 住民投票」、関係する条文は第29条です。

意見の趣旨としては、自治基本条例が施行されて7年、住民投票条例が施行されて10年、住民投票の実施がなく常設型にする必要はないのではないかとということです。

住民投票には常設型と非常設型の2種類があります。

常設型というのは、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議などの要件を定めた条例が常設され、要件を満たせばいつでも住民投票が実施できるという仕組みで、防府市ではこの常設型をとっています。

非常設型、個別型と言われることもありますが、こちらは住民意思の確認の必要が生じた場合に、首長や議員の提案または直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施するという仕組みです。

一般的に、要件さえ満たせば議会の議決を経ることなく実施ができるという点が常設型のメリットといわれます。

意見の際には他市との比較に合わせて、住民投票に関する予算措置についても触れられました。常設型なので、議会の議決を経る必要がないというのがメリットではありますが、実際に住民投票が行われる際には予算確保が必要であり、議会の議決を経なければ予算措置がされないということについて、整合性がとれないのではないかと意見でした。

この住民投票に関する意見については、協議会の意見として提言書に記載するかどうかについても協議いただきたいと思います。

「ク 協働の推進」、関係する条文は第30条です。

ここでは参画協働において市民の意見がさらに取り入れられるよう取り組むことや、将来に向けての人材育成やコミュニティづくりに関する意見をまとめています。

「ケ 条文の見直し」、関係する条文は第32条です。

条文の見直しについては今回で2回目となりましたが、この条例は理念条例であり、条文自体を見直すということが4年ごとに必要なのか、本当に大切なのはこの条例がどう活用されているのか、取組み状況や政策にどう反映されているかを検証することが大切なのではないかといった趣旨の意見がありましたので記載しています。

ここでは、次回以降の見直しについて成果や効果まで見て検証すること、条文の改正については必要に応じて行うということでも良いのではないかと意見について記載しています。

施行状況に関する事項の説明は以上です。

○委員長

「キ 住民投票」についてはかなり難しい論点もはらんだところですね。

○A委員

あえてこの条例で触れる必要があるかということを考えると、記載しなくても良いのではないですか。

○委員長

「調査研究が必要な事項と考えます」という表現ですから、中立的な表現ではあるのですが、常設型である必要がないという意見もそうではないという意見もあるでしょうから、難しいところであろうと

は思います。

○A委員

住民投票制度に関して何か問題があって、変更をしなければならないというわけではないにも関わらず、あえて今回の見直しで提案することはどうなのかという気はします。住民投票は住民投票の条例がありますので、それに沿って行い、必要があれば議論すれば良いと思います。

○B委員

「予算確保の方法も含め」とありますが、議会での予算承認に関しては臨時議会もありますし、臨機応変に対応できる財政制度になっていますから、改めて提言する必要はないと思います。

○委員長

議論し始めると色々な意見が出てきそうな論点ではありますね。他の委員からはいかがでしょうか。

○C委員

これまでの会議で出た意見を集約されたものですので、項目を無くすのはどうかと思います。

○委員長

難しい論点ではあるのですが、ここでは条文の見直しに焦点があたっていましたので、個別の論点に対して深く掘り下げようなことをしていないというところはあります。

○B委員

結びの言葉そのものが曖昧ではないでしょうか。「住民ニーズを的確に市政に反映させるため、今後、調査研究が必要な事項と考えます」とありますが、調査研究するような問題ではないように思いますし、この協議会の中で触れる必要はないと私は思います。

○A委員

今まで出た意見を全て載せているのでしょうか。

○事務局

基本的には載せているつもりです。

○委員長

条文に関連しないようなものは省いているところもありますが、それ以外のものについては基本的には入っているということです。

○B委員

事務局に質問です。(住民投票を行うような)大きな案件が出てきたときの予算確保は、補正予算や臨

時議会で十分対応できると思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

B委員の仰るように、予算については臨時議会なり通常議会なりにかけて確保することになります。この意見の中には、補正予算が議会で承認されなかったらどうするのかであるとか、そういった部分があったように思いますが、予算が否決されるかどうかということは本論の部分ではないような気はしています。

○B委員

予算審議については市議会での問題になるということで、私達市民の代表である市議会議員が内容の是非について議論するという事は当然ありうることです。その上で、議会が否決するのであればそれはそれで仕方がないですが、予算確保に動く方法はきちんとあるということですね。

○D委員

改めて見てみると、この協議会の場で議論する内容とは違ったのかなという気はしています。ここは個別の条例で話すことで、自治基本条例で話すことではないかなと思います。

○委員長

協議の際には、予算確保についてどう考えるかという話が出たように記憶しています。そもそもの趣旨は、事務局から説明があったように住民投票条例が必要なのかということだったのかもかもしれません。この提言書の後半の部分を読むと、住民投票条例に対して懐疑的なようにも読めますので、この協議会の場で簡単に結論を出して提言してよいのかということは確かにあると思います。

E委員、C委員いかがでしょうか。

○E委員

文面だけ見ると、他のところは意見ですが、ここの部分は違うような気はします。

○C委員

どっちつかずで申し訳ないのですが、消すのは（抵抗があります）。

○委員長

せっかくいただいた意見ですので、提言書（案）には出したのですが、これを見たときに市民の方がどう解釈するかという点は、私も気になるころではあります。住民投票条例はそもそも常設型が良いのか非常設型が良いのかというような論点で受け止められると、かなり大きな論点になってしまいますので、ここで簡単に出してしまうのは良くないのかもしれないという印象を持っています。

○事務局

事務局から補足ですが、「(2) 施行状況に関する事項」として意見をまとめていますが、住民投票に

関しての意見の中では、特に予算確保について触れられました。予算確保については制度の中で流れが出来ているものですので、提言書（案）では今後調査研究と書いてはありますが、決まっている制度をこの提言によって覆せるかというところではあります。

○委員長

重要な意見ではあるのですが、住民投票条例そのものをどう見るかということに関しては、ここで改めて議論するという時間もないのは確かです。私が気になるのは、予算確保の問題がこの協議会の中では焦点として出てきたのですが、書き方が難しいということと、この文面を見ると常設型の制度を見直したほうが良いというように受け止められる懸念があります。この協議会の中では、そこまでの議論をしたわけではないので、誤解を与えかねないものは入れないほうが良いのかなという感じはします。

多数決はしたくなかったのですが、皆さんの意見を伺って、外したほうが良いというのが多数派のようですので、この提言書（案）からは省略したいと思います。

○A委員

趣旨のひとつは、いつでも（住民投票が実施）出来るように予算措置をすべきだということですね。

○事務局

予算措置についての疑問が曖昧模糊としている中で議論を進めているので、判断に迷われているところもあろうかと思えます。少し極端な例になりますが、例えば（10月22日に）衆議院議員選挙が行われます。こちら当初から予算措置はされていませんが、補正予算を組ませていただき、予算の手続きに沿って進めていきます。その過程で、議決権は市議会にありますので、その判断の下で承認されました。同じように、当初から予算を計上していない限り、あるいは当初でも不要と判断された予算は削除される可能性もありますが、いずれにしても議会の判断をおおぐこととなりますので、条例と予算はセットでなければならないという委員の意見だったかと思えます。この点については、防府市の場合は常設型で条例を施行していますので、予算確保については事例が発生したときに予算の手続きに沿って計上することになります。議決権は当然市議会にありますので、条例の趣旨に則って市議会にも判断していただくことになろうかと思えますので、予算については担保されていると判断していただいて良いと考えています。

○委員長

議論が十分ではないかもしれませんが、事務局から説明いただいたような仕組みがあり、その仕組み自体を変えることは難しいようです。住民投票条例がどうあるべきかについてはここで議論する問題ではないということで、ここでは省略したいと思います。

その他、意見等ありませんか。

○E委員

「ク 協働の推進」について、「次代のまちづくりを担う子どもたちの育成が必要であるとともに、新しい時代の参画協働のあり方として、地域コミュニティの育成や新たな地域コミュニティの構築を期待

します。」とあります。「子どもたちの育成」については、20年もすれば大人になりますので、まちづくりという観点での人材育成をしていくということだと思いますが、「地域コミュニティの育成や新たな地域コミュニティの構築」という部分について、既存の地域コミュニティを指すのか、新たな地域コミュニティを指すのか、どういうことを「期待します」というニュアンスなのか、解釈を教えてくださいたいと思います。

○委員長

私の解釈では、これは並列になっていますので、新しい時代を担う人材の育成と、市民参画、協働の時代にふさわしいコミュニティの育成、構築として、(様々な人材が)参加しやすいコミュニティ、組織、団体のかたちを作っていく必要があるという議論だと思います。

意見等の整理表でいうと、3ページの下から6つ目、7つ目あたりの意見が盛り込まれているように思います。

○E委員

この意見は私が言ったところで、新たな地域コミュニティの育成が進んでいないことに対する意見でした。提言書(案)では「地域コミュニティの育成や新たな地域コミュニティの構築」というかたちで、既存のコミュニティの育成と併記してありますので、委員の方から期待するというような意見が出たのかという確認です。

○B委員

期待しますでは不十分ですね。

○E委員

はい。

○B委員

提言書(案)2ページの「イ 危機管理」のところでは、「市民等の生命、財産等を守るための実効性のある取り組みを検討し、実施することを求めます。」という表現になっています。このような表現であれば、E委員の意見に合ってくると思います。「現状のコミュニティの育成」も必要ですけれども、もっと必要なのは「新たな地域コミュニティ」であり、これを検討し、実施するという表現にすると良いのではないのでしょうか。

○委員長

既存の自治会などのコミュニティの足腰を強くすることと、新しいコミュニティ組織を考えていくことは決して矛盾するようなことはありませんので、B委員の仰ったようにもう少し強い表現にして出すというのはひとつの考え方かなと思います。

○E委員

この文面が「期待します」で終わっていたので気になりました。

○B委員

期待だけで良いのかというところですね。行政と地域は車の両輪のようなものですので、時代に合ったものを（育成、構築する）ということであれば、もう少し踏み込んでいかなければいけません。

○委員長

では、「ク 協働の推進」については、表現を強くする修正をしたいと思います。

○副委員長

育成と構築という言葉が並んでいますが、育成というのは要するに次代のまちづくりを担う子どもたち、地域コミュニティを構成する人の育成という意味でしょうか。

「地域コミュニティの育成や新たな地域コミュニティの構築」の意味合いが伝わりづらいように思います。

○A委員

並列、併記が分かりやすいように、「地域コミュニティの育成と新たな地域コミュニティの構築」にしてはいかがでしょうか。

（異議なし）

○委員長

そのあたりの表現についても事務局で併せて修正をお願いします。

○A委員

「ケ 条文の見直し」について「また、4年を超えない期間ごとに見直す規定については、今後、必要に応じて見直す等の変更についても協議する必要があると考えます。」とありますが、まわりくどい表現に見えますので「また、4年を超えない期間ごとに見直す規定についても、今後、協議する必要があると考えます。」とした方が分かりやすいと思います。

○B委員

分かりやすいほうが良いですね。

○A委員

あとはその前に何か入れるかどうかですね。

○委員長

一文を省略しても十分理解できますね。その他、意見等ありませんか。

○B委員

2ページの「ウ 倫理について」の最後の一文で、「なお、市長及び市職員には、今後も公私にわたり倫理を遵守することを求めます。」とありますが、「なお」というつなぎ言葉が適切でしょうか。「倫理について新たに条文等を設ける必要はないとの結論に至りました。」という文章で完結しているところに、この一文は「なお」で付け加える内容でしょうか。

○A委員

確かに、「倫理について新たに条文等を設ける必要はない」としておきながら、「倫理を遵守することを求めます」とするのはおかしいかもしれません。ここは省略しても良いのではないのでしょうか。

○委員長

条文で定める必要はないけれども、きちんと倫理を遵守するように念押ししているようなイメージでしょうか。

○A委員

記載するとすれば、「倫理を遵守する」ではなく「各種規程を遵守する」といったところでしょうか。

○委員長

表現の問題なので、事務局と調整したいと思います。

では、全体を見るということでしたので、残りの部分について事務局から説明をお願いします。

○事務局

提言書の残りの部分について説明します。

まず、6ページの「2 防府市自治基本条例推進協議会の概要」として、開催状況。各開催日とどのようなことを協議いただいたかを簡単に記載しています。

次に7ページには本協議会の委員名簿、8ページには本協議会の設置要綱を掲載しています。

提言書（案）についての説明は以上です。

○委員長

今の部分で何かお気付きの点などありますか。あるいは全体を通しての意見でも結構です。基本的には意見を反映するよう努めているのですが、一部入っていないものがあるかもしれません。そういったところで、入れておきたい内容等ありましたらお願いします。

○A委員

「ケ 条文の見直し」のところで、「条文改正の際には法律の専門家から見て高い評価を得られるよう

な条例」という記載がありますが、「法律の専門家から見て」は不要ではないでしょうか。

○D委員

法律の専門家のためのものではありませんから、省略してもよいかもしれませんね。

○B委員

(大事なのは) 市民目線でということですね。

○委員長

「ケ 条文の見直し」のところで、「法律の専門家から見て」を省略してはどうかということですが、いかがでしょうか。

(異議無し)

その他、意見等ありませんか。

(意見無し)

では、修正箇所については事務局と委員長で協議して作成し、委員の皆様にお示ししたいと思います。本日の会議はここまでとさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局

日程 : 11月1日(水) 午後6時30分から
場所 : 決定次第、別途通知
会議録 : 委員による内容確認の後、市HPで公表